



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員・税理士 小栗 悟

岐阜本部 〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

名古屋本部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15 名古屋フコク生命ビル 6F

TEL : 052-222-1600 FAX : 052-222-1611

Email : [info@otc-oguri.com](mailto:info@otc-oguri.com) <http://www.otc-oguri.com>

2017年12月26日(火)

平均原価法の期間の取り方

## 総平均法と移動平均法

### 「総平均法」は簡便だがタイムリーでない

取得した棚卸資産の平均原価を算出し、期末棚卸資産の価額（払出単価）を算定する方法を「平均原価法」といい、「総平均法」と「移動平均法」の2種類があります。

「総平均法」は、一定期間ごとに（期首棚卸高＋期中受入高）をこれらの総数で割り単価を求める方法です。簡便なのですが、一定期間が終了し、縮めてみないとその期の払出単価を把握できないのが欠点です。

### 「総平均法」の商品有高帳

	期首・受入	払出・期末
①期首	4個/¥56 (@¥14)	
②仕入	4個/¥48 (@¥12)	
③売上		6個 ( <del>@¥13</del> )
④仕入	8個/¥80 (@¥10)	
⑥期末		10個 ( <del>@¥10.6</del> )

上の例では総平均法による払出単価は、 $(①期首¥56 + ②仕入¥48 + ④仕入¥80) / 総数16個 = @¥11.5$ となります。

### 払出単価が随時把握できる「移動平均法」

一方、「移動平均法」は受入の都度、平均単価を改定する方法です。この方法によれば、随時単価を把握することができますが、継続記帳が必要で、手間がかかる方法です。

先程の例に移動平均法を用いる場合、③の払出単価は  $(期首①¥56 + 仕入②¥48) ÷$

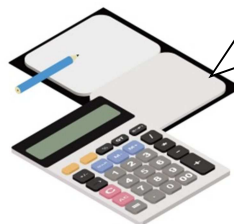
総数8個 = @¥13、期末の在庫の単価は、 $(③売上後在庫2個 × @¥13 + ④仕入¥80) ÷ 総数10個 = @¥10.6$ となります。

### 「移動平均法」の商品有高帳

	期首・受入	払出・期末
①期首	4個/¥56 (@¥14)	
②仕入	4個/¥48 (@¥12)	
③売上		6個 ( <del>@¥13</del> )
④仕入	8個/¥80 (@¥10)	
⑤期末		10個 ( <del>@¥10.6</del> )

### 「期間の取り方」は通達を参考に！

法人税では「総平均法」は「期別総平均法」、「移動平均法」は「その都度移動平均法」を基本として考えていますが、通達では「総平均法」は「6か月ごと」「月別」、「移動平均法」は「月別」で行うことも認めています。「月別総平均法」と「月別移動平均法」は実は全く同じになるのですが、それぞれ「総平均法」と「移動平均法」の一つとされています。過去の判例では、上半期が異常であったため採用した「期末前2か月間の総平均法」が「総平均法」に該当するものか否か争われた例があります。



「期別総平均法」を「月別総平均法」にしても評価方法の変更には該当しません